

浜中町地域振興補助金交付要綱

(目的)

第1 浜中町の健全な発展と人間性豊かな心のかよい合う活気に満ちた町づくりを推進するため、各地域の住民の組織体等（以下「住民活動団体等」という。）が、地域の特性を生かし、計画的に実施する地域活性化事業並びにコミュニティ事業等に対し、この要綱の定めるところにより、その事業の経費の一部を補助するものとする。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表のとおりとする。ただし、町から別の補助をうけている事業については、原則として除くものとする。

(補助対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものを除いた経費とする。

- (1) 視察・研修等の事業で公益性を欠くものは対象外とする。
- (2) 補助対象事業の内容が主として、賃金・諸手当または食糧費等に類する消費的経費は対象外とする。
- (3) 補助対象事業の効果が個人に帰属し、かつ公益性を欠くものは対象外とする。

(補助率等)

第4 補助率は、補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内とする。また、補助金の限度額は補助対象事業の別表による。ただし、町長が特に認めた事業については、限度額を超えて交付することができる。

(補助金の交付申請・決定等)

第5 補助金の交付を受けようとする住民活動団体等は、別記様式第1号により補助金交付申請書及び町長の指示する書類を提出しなければならない。

2 町長は、申請内容を審査のうえ、補助金の交付・不交付を決定し、申請団体等へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第6 申請団体等は、補助金の交付決定に基づき、事業を施行し、その事業が完了したときは、別記様式第2号により事業実績報告書及び町長の指示する書類を提出しなければならない。

2 町長は、その事業の完了を確認し、補助金を交付するものとする。ただし、町長が事業の性格上必要と認めたときは、その全部または一部を概算払いにより交付することができる。

3 町長は、地域振興上重要と認めた事業について特例を設け、継続して補助金を交付することができる。

(補助金交付の特例)

第7 前項第3号に規定する事業は、次の各号に該当するものとし、該当年度内に実施することが明らかであると認められる事業とする。

(1) 当該年度以降も継続して行なわれる公益性のある事業

(2) 当該年度内で複合的計画をもち、地域活性化につながる重要と認められる事業

2 前項第2号に掲げる事業を実施しようとする場合は、当該年度内に行う事業計画書を補助金交付申請書に添付し、町長へ提出しなければならない。

3 町長は、第6の第2項ただし書きによる補助金の交付請求書を受理した日から起算して40日以内に補助金を交付するものとする。

4 申請団体等は、前項の規定により受け入れた補助金を適正に運用するとともに、当該年度内に事業実績報告書並びに各事業ごとの決算書を町長へ提出しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第8 前項の規定により補助金の交付を受けた申請団体等は、事業の内容を変更または中止しようとするときはあらかじめ、変更前と変更後の事業内容及び理由を記した書面を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第9 町長は、補助金の交付を受け、または受けようとする住民活動団体等が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取消し、または、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 事業の実施方法が不相当なとき。

(5) 事業の内容変更により、補助対象経費が減少したとき、または、中止となったとき。

(その他)

第10 補助金の交付決定した事業は、当該年度内に着手・完了しなければならない。

また、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表

浜中町地域振興補助金補助対象事業

| 事業区分 | 個別事業 | 補助限度額 |
|-------------------|--|---------|
| 1 地域文化振興事業 | (1) 地域に根ざした文化振興事業 (2) 地域生活に根ざした人づくり推進事業 (3) その他の地域文化振興事業 | 200,000 |
| 2 コミュニティ活動振興事業 | (1) 住み良い定住環境整備事業 (2) 街灯施設整備事業 (3) テレビ共同受信施設（難視聴地域）整備事業 (4) その他のコミュニティ活動振興事業 | 500,000 |
| 3 地域活性化振興事業 | (1) 各種イベント事業 (2) 各種調査研究事業 (3) その他の地域活性化振興事業 | 600,000 |
| 4 その他の地域振興事業 | 地域振興上特に必要と認める事業 | 500,000 |

様式（省略）